



2025年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 代表取締役社長 高 見 哲 夫
社 長 執 行 役 員
(コード番号 7979 東証プライム)
問合せ先 総 務 部 長 佐 藤 正 典
(TEL 075-561-1914)

コーポレートガバナンス・ガイドラインの一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の取締役会におきまして、コーポレートガバナンス・ガイドラインを一部改定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の目的

2025年6月25日開催の第153回定時株主総会の終結の時をもって「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を廃止したことに伴い、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおける買収防衛策に関する規定を削除するものであります。

2. 改定の内容

(下線は変更部分であります)

現行	変更後
(買収防衛策) <u>第 29 条 当社の買収防衛策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。</u> <u>2. 当社の買収防衛策は、当社の企業価値や株主共同の利益の向上をはかるために導入されるものでなければならない。</u> <u>3. 当社が買収防衛策を導入、継続する場合は、買収防衛策の内容について、株主に十分な説明を行なった上で、原則として株主総会の決議を得なければならない。</u> 第 10 章 雑則 (改廃) 第 30 条 このガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。	<削除> 第 10 章 雑則 (改廃) 第 29 条 このガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

※コーポレートガバナンス・ガイドラインは、当社ウェブサイト(<http://www.shofu.co.jp/contents/hp1987/index.php?No=1608&CNo=1987>)に掲載しております。

以 上